

# 令和5年度北空知広域水道企業団 水道用水供給事業資金不足比率報告書

北空知広域水道企業団  
企業長 深川市長 田中昌幸

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定による令和5年度決算における資金不足比率算定の結果は以下のとおりです。

## 水道用水供給事業会計（公営企業法適用企業）

年度	資金不足比率	増減	財政健全化法		(参考)地方債許可制移行基準
			早期健全化比率	財政再生基準	
5	—%	—	20%以上		10%以上

令和6年7月5日 報告

## 北空知広域水道企業団の資金不足比率の算出について

○資金不足比率(公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率) 0%

※ 流動資産の額が流動負債の額を上回る場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第16条において準用する第3条第1項第1号の規定による資金の不足額は、0となる。また、資金不足比率報告書には「-%」と記載する。

水道用水供給事業会計(公営企業法適用企業)

年度	資金不足比率	財政健全化法		(参考)地方債許可制移行基準
		増減	早期健全化比率	
5	-%	-	20%以上	10%以上

【算式】

(単位:千円)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(注2)}}{\text{事業の規模(注1)}}$$

(注1) 事業の規模

$$\begin{aligned} \cdot \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ &= 383,339 - 0 = 383,339 \text{ 千円} \end{aligned}$$

(注2) 資金の不足額

$$\cdot \text{資金の不足額} = A + B - C - D$$

(〔流動負債〕-〔控除企業債等〕-〔控除未払金等〕-〔控除額〕-〔PFI建設事業費等〕)

+ (〔算入地方債の現在高〕- (〔流動資産〕-〔控除財源〕-〔控除額〕)

(〔88,295〕-〔65,182〕-〔0〕-〔0〕-〔0〕)

+ (〔0〕) - (〔492,683〕-〔0〕-〔0〕) = -469,570千円【剰余】

A: 流動負債の額-控除未払金等-控除額\*

.流動負債の額: 令和5年度決算における流動負債の額

.控除企業債等: 令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

.控除未払金等: 令和5年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和6年度に地方債を起すこととしているものの額

.控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(2(1)④参照)

.PFI建設事業費等: 令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るものの額

B: 算入地方債の現在高

.算入地方債の現在高: 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

C: 流動資産の額-控除財源-控除額

.流動資産の額: 令和5年度決算における流動資産の額

.控除財源: 令和5年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和6年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和5年度に収入された部分に相当する額

.控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(2(3)③参照)

D: 解消可能資金不足額

(A+B-C-D>0であれば算入。ただし、この場合において、A+B-C-D<0となるときはA+B-C-D=0とする。)